商 工 第　108 号
令和４年８月９日

岩手県商工会議所連合会　会長
岩手県商工会連合会　会長
岩手県商店街振興組合連合会　会長
岩手県中小企業団体中央会　会長
一般社団法人岩手経済同友会　代表幹事
一般社団法人岩手県工業クラブ　会長
公益財団法人岩手県観光協会　理事長
公益財団法人いわて産業振興センター　理事長
様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について

本日、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第 61 回本部員会議が開催されましたので、関係資料を送付いたします。

つきましては、貴会等におかれましても、本会議での報告内容や知事メッセージ等について御了知いただき、会員等の皆様へ一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくことについての周知徹底に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

担当：商工企画室　管理課長　藤枝
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部　第61回本部員会議
知事メッセージ（令和４年８月９日）

県内の感染状況は、人口 10 万人当たりの新規感染者数は全国最小ではありますが、先週は４日連続で 1,000 人を超えるなど高い水準で、感染が推移しています。

現在、流行しているオミクロン株 BA.5 系統の高い感染力を背景に、県民の感染増加とともに、医療従事者の感染や濃厚接触による自宅待機の事例も増え、医療機関における人員体制の不足が生じており、コロナ医療とともに、一部の医療機関では、緊急性が低い検査や手術の延期など一般医療への負荷も日に日に増している状況にあります。

県では、県民の皆様に適切な医療を提供し、医療機関の負荷を可能な限り軽減するため、受診相談センターの体制を強化したほか、介護を必要とする方のための宿泊療養施設の運用を開始しました。

また、お盆に合わせて帰省、移動される方向けの臨時検査所の設置や、感染に不安のある方向けの無料検査の実施など検査体制を強化しています。

医療機関の負荷の軽減には、県民の皆様の協力が必要です。
医療機関を受診する場合には、可能な限り、平日、日中に相談、受診して頂きますようお願いします。

ワクチン接種希望の方は、早めの接種をお願いします。特に若い世代の皆様には、夏休みの期間を利用して、ワクチン接種をお願いします。

新規感染者を増やさないことが何より重要です。改めて、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

また、新型コロナによる発熱以外にも、熱中症による救急搬送事例も増えています。エアコンや扇風機、換気などにより暑さを避け、こまめな水分補給による熱中症対策もお願いします。

これからお盆に入り、人の移動や多くの人が集まる機会が増えます。県民の皆様には、自分自身や大切な人の健康を守るため、感染拡大防止の協力をよろしくお願いいたします。

令 和 ４ 年 ８ 月 ９ 日
岩手県知事　達増　拓也

岩手県における新型コロナウイルス感染症に関する見解

令 和 4 年 8 月 8 日
岩手県新型コロナウイルス
感 染 症 対 策 専 門 委 員 会

新型コロナウイルス感染症について、全国的な第７波による感染拡大の状況下において、県内における対応について、下記のとおり専門委員会の見解を示します。

記

１　現状分析

(1) 国内での感染状況（国公表資料から）

ア　全国の新規感染者数は、これまでで最も高い感染レベルを更新し続けるともに、全ての年代で増加している。

イ　新規感染者数の増加に伴い、療養者数も増加が継続し、病床使用率も総じて上昇傾向が続き、医療供給体制に大きな負担が生じている。

ウ　重症者数や死亡者数も増加傾向が続き、今後の動向にも注意が必要である。

(2) 感染の増加要因と抑制要因について（国公表資料から）

感染状況には、以下のような感染の増加要因と抑制要因の変化が影響するものと考えられる。

ア　ワクチン接種については、３回目接種から一定の期間が経過することに伴い、重症化予防効果に比較し、感染予防効果はより減弱が進むことが明らかになっている。また、これまでの感染により獲得した免疫についても、今後同様に減弱が進むことが予想される。

イ　流行株については、BA.2 系統の流行から、現在 BA.5 系統が主流となり、置き換わったと推定される。特に BA.5 系統は、感染者数がより増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されるため、感染者数の増加要因となり得る。

ウ　気候要因については、気温の上昇により屋内での活動が増える時期であるが、冷房を優先するため換気がされにくい場合もある。

(3) 対策と基本的な考え方について（国公表資料から）

感染が急拡大している中で、日本社会が既に学んできた様々な知見をもとに、感染リスクを伴う接触機会を可能な限り減らすことが求められる。また、社会経済活動を維持するためにも、それぞれが感染しない／感染させない方法に取り組むことが必要。

そのために、国、自治体は、日常的な感染対策の必要性を国民に対して改めて周知するとともに、感染防止に向けた国民の取組を支援するような対策を行う。また、医療提供体制の強化について、これまで以上に取り組む必要がある。

(4) 県内での感染状況

ア　新規感染者数については、第６波として、５月半ば頃から減少し始め、６月 28 日には、直近１週間当たり対 10 万人あたりの感染者数が 37.5 人まで減少したものの、７月に入り感染が再拡大し、7 月 23 日に県内で初めて１日当たりの感染者数が 1,000 人を超え、その後も 1,000 人を超える日が続くなど、感染拡大に歯止めがかからない状況が継続し、県内も第７波の只中にあるものと考えられる。

イ　病床使用率は、７月 16 日に 20%を超えて以来、増加傾向が持続しており、今後とも感染者の増加が続いた場合には、感染レベル３の判断の目安である 50%を超える可能性が現実味を帯びている。

ウ　自宅療養者数は、6 月 27 日に 572 人まで減少したものの、その後急速に増加して８月７日には 8,000 人を超え、なお増加傾向が続いている。

(5) 行政の対応状況

ア　岩手県は、第６波による感染者数の減少傾向を受けて５月 30 日をもって「岩手緊急事態宣言」を解除したところであり、その後は国の基本的対処方針に沿った対策を継続するも、県独自の行動制限を伴う要請を発令していない状況にある。

イ　第７波にかかる感染者数の急激な再増加を受け、高齢者や基礎疾患を有する県民などに対し、必要な医療を適切かつ重点的に提供できる体制を構築するとともに、救急医療など、一般医療への副次的影響を最小限に止めるため、県医師会等と連携して地域の診療・検査医療機関、いわて健康観察サポートセンター等による健康観察、医療支援等の体制を強化しつつ対応してきたところ。

ウ　また、県ホームページや広報媒体などを活用するとともに、県対策本部員会議などを通じて、基本的な感染対策の再徹底について周知を行うなど、最大限の注意喚起に努めている。

２　専門委員会としての見解

(1) 第７波による感染拡大に対応した取り組み

ア　感染対策の細目についてはさまざまな意見のあるところであるが、これまでに検討されてきた手段に変わる単一の予防法は確認されておらず、国の基本的対処方針や政府見解等の正しい情報に基づき、県民各位における感染拡大抑制対策の再強化を呼びかけるべきである。

具体的には、岩手県独自の行動制限を伴う宣言等を発令していない状況下においても、基礎疾患のある方への対応や熱中症の発症に留意しつつ、仮に屋外にあって

も概ね２メートル以内の近接や会話の場面、多数の人々が集う場所やイベント開催時などにおいては、その都度不織布マスクの着用を推奨し、これを参加者が励行することが基本である。

イ　オミクロン株の特性から変異の種別にかかわらず、感染者との接触から発症までの日数（潜伏期間）が短いことから、症状発現の有無が感染検出に有用であり、団体個人にかかわらず有症状者のイベント参加を厳密に避けることは重要であるが、参加前の無症状者に対する網羅的検査の有用性は低く、むしろイベント参加後における症状出現時には自主的に就業を見合わせ、参加団体等において適切な検査により直ちに感染者を特定する手順の確認が肝要である。

　さらに、一定地域あるいは集団における感染拡大がみられる場合には、集団や施設における集中検査を実施することで、関連職員等への感染拡大抑制に一定の効果が期待できる。

ウ　高齢者や医療従事者などのエッセンシャルワーカーにおいては、ワクチンの追加接種を躊躇なく進めるとともに、医療従事者の中でも、診療・検査医療機関などに従事する者は、可能な限り早期にワクチンを接種することを強く推奨する。また、医療従事者においては、多数の人々が集う場所での滞在やイベントへの参加を可能な限り回避すべきであるが、仮に参加した際には復職時の客観的な症状確認と有症状者の自宅待機と迅速検査が推奨される。

エ　感染の急拡大に伴い、保健所業務がひっ迫していることから、積極的疫学調査の実施方法の見直しが避けられない状況にある。具体的対処としては、事業所内でのクラスター調査を事業所に委ねるが、感染拡大時や事業所単位を越える範囲に及ぶ場合に保健所が介入することが望ましい。また、濃厚接触者の特定も保健所の判断に依存することなく事業所等で行うとともに、行動制限期間は国の指針に準拠しつつ自主的に実施することが求められる。

オ　医療のひっ迫を防止する一助として、検査結果に拘ることなく、医師の判断による臨床診断（いわゆるみなし陽性）を容認する。臨床診断された患者についても、検査陽性者と同様の行動制限と経過観察を行う。ただし、医師においてコロナ治療薬の投与が必要と判断される患者においては、原則的に検査を実施する。

カ　第７波の趨勢にかかわらず、今後の感染状況の急激な変動に備え、改めて基本的な感染防止策の再確認を呼びかけるとともに、高齢者や基礎疾患がある方、また、医療従事者などのエッセンシャルワーカーについては、一般市民とは異なる次元でのＢＣＰ（事業継続計画）の確認や重点的な感染対策を行うとともに、復職基準の柔軟な見直しなど国の方針に従った対応が必要である。一般市民においては、在宅治療に備えた生活物資の流動的備蓄（買い置きを増やす）を推奨する。

　今後、一定数の感染者が継続して確認される中で、経済活動を継続していく、いわゆる「with コロナ」の方針に対応するためには、真に必要な方が検査や医療を受

けられる体制の構築が必須であり、陰性証明目的での過剰な検査要求や無症状者に対する疫学調査などを撤廃することが、医療への負荷軽減にも資すると考えるもの。

このことから、専門委員会として、国の基本的対処方針に準拠しながらも、岩手県としての対応について示すものである。

(2) 県民の皆さんへのアドバイス

ア　これまで確立されている感染対策（マスクの正しい着用、手洗い・手指消毒、ゼロ密、適切な換気等）を改めて徹底し、会話や人混みでは屋内・屋外にかかわらず不織布マスクの着用を推奨します。

イ　外出の際には、混雑する場所や換気が悪く大声を出す場面を避けることが基本です。職場の同僚や友人など親しい間柄でも、健康状態が不明の人々との交流や空間の共有は、理由にかかわらず感染拡大の引き金になります。必要な社会活動、経済活動を継続しつつも、より確実な感染対策行動に努めるとともに、確立されている感染対策を怠らないようお願いします。

ウ　会食については、充分な換気等の感染防止対策を実施している第三者認証店を利用すること。食事中は黙食、会話時にはマスク着用に努める。利用は原則としてワクチン接種を前提とし、症状がある場合には自粛を推奨します。併せて、参加者は会食３日前からの健康状態を相互に確認するようにしてください。

エ　室内換気については、窓や扉などの常時あるいは定時の開放や空気清浄機の導入を考慮してください。また、保健福祉施設などでは、室内作業時の空調設備連続稼働と退出後１時間程度の積極的換気を推奨します。

オ　県内の感染状況は、誰もが感染者や濃厚接触者になり得る状況にあることから、自宅療養に備えて１週間分程度の生活物資を流動的に備蓄（買い置きの増加）し、感染が確認された際の業務調整や保健所ホームページ等で受診手順を予め確認しておきましょう。また、医療機関・社会維持業務等においては、災害時に準じたＢＣＰ（事業継続計画）を整備し、感染者増加時のＢＣＰを確認してください。

カ　御自身や御家族の生活と生命を守るため、軽度の発熱や倦怠感、上気道症状など体調に変化を感じた場合は、まず直ちに外出や面会、就業を控えて（自己隔離）安静にし、市販の解熱剤などを服用し数日間自宅待機するとともに、高熱が続き薬剤が無効・周囲に陽性者が存在する等、新型コロナウイルス感染症の可能性が高い場合には、出来るだけ平日・日中に医療機関に電話してから医療機関を受診し、医師の診断や適切な検査を受けてください。

キ　事業者内の施設で陽性者が確認された場合は、状況に応じて事業者の管理者において濃厚接触者に対する自宅待機を要請し、国の基準に沿った隔離期間につい

て指示をしていただきます。

ク　お盆期間など人流が増加する時期を迎え、行動制限のない中で実家などに帰省される方や、久しく会っていない友人などに会う機会が増加します。しかし、あなたが感染すれば、家族などが二次感染することは避けられません。特に高齢者や基礎疾患のある方と会う場合には、双方の健康状況を確認し、ワクチンを指定回数接種し、適宜無料検査などを活用し、各人が感染拡大防止に努力することが必要です。

第61回本部員会議資料
令和４年８月９日
保　健　福　祉　部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を受けた県民への情報発信

１　趣　旨

県内における感染急拡大を受け、**医療従事者の感染や、濃厚接触による自宅待機の事案が複数の医療機関において発生**していることから、**新型コロナウイルス感染症の患者への適切な医療と一般医療への影響を最小限に止める**ため、県民に対し、**医療機関等への相談・受診時等に留意をお願いしたい点や、基本的な感染対策の徹底**について、**岩手県と岩手県医師会が共同**で以下の通り情報発信を行っているところ。

２　主な内容

○　医療機関等への相談・受診に係る情報発信

・　**平日・日中の医療機関等への相談・受診**への可能な限りの協力のお願い

○　新型コロナに係るお知らせと感染対策の徹底等のお願い

・　国の事務連絡等を踏まえた**医療機関・保健所の負担軽減等に関するお知らせ**

・　感染対策の徹底や**事前の備え、自宅療養時の注意点**のお願い

○　コロナを除く、一般的な症状などにおける医療のかかり方の周知

・　小児救急への負荷が高まっていることから、**夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうかの判断の参考**として、**「こどもの救急（日本小児科学会版）」**や**「こども救急ガイドブック（岩手県版）」**の周知

・　**発熱や咳などの症状以外**に係る休日当番医などの検索サービス**「いわて医療ネット」**の周知

※内容については、県内の感染状況や医療体制の状況を踏まえ随時更新

３　情報発信の状況

上記内容について、**以下の方法による県民への情報発信**を随時実施中。

・　県ＨＰによる発信（8/4 チラシ等を掲載済み）

・　新聞広告を活用した発信（8/6 岩手日報へ掲載済み）

・　ＳＮＳを活用した発信（8/4 県新型コロナ公式 LINE、Twitter で発信済み（以降随時））

・　別添チラシを活用した市町村及び商工関係団体等への発信（8/4 市町村広報誌への掲載などを依頼済み）

岩手県
IWATE vs COVID-19

一般社団法人
岩手県医師会
Iwate Medical Association

医療機関への負荷が日に日に増しています

平日・日中の医療機関等への相談・受診

に可能な限りご協力をお願いします

○　かかりつけ医がいる場合は、県HPからコロナの**「診療・検査医療機関」**に該当するか、事前に確認し、相談・受診をお願いします。

診　療　・　検　査　医　療　機　関

岩手県　診療・検査医療機関

※　右記QRコードでも確認可能です

○　かかりつけ医がいない、医療機関の診療時間外（夜間・休日）などの際は、**「受診・相談センター」**に相談をお願いします。

受　診　・　相　談　セ　ン　タ　ー

電　話　：　０　１　９　－　６　５　１　－　３　１　７　５

ＦＡＸ：０１９－６５１－３１７５

（２４時間／土日・祝日を含む）

令和4年8月4日

岩手県
IWATE vs COVID-19

一般社団法人
岩手県医師会
Iwate Medical Association

新型コロナに係る
お知らせと感染対策徹底等のお願い

お知らせ

○　仕事・学校等に復帰する場合、職場等に対し、**療養証明書や陰性証明書の提出は必要ありません。**

○　濃厚接触者の待機期間は、現在、**原則５日間（６日目解除）**となっています。

※　抗原定性検査キット（自費検査）で２日目及び３日目に陰性となった場合は、３日目から解除となります。
　なお、７日間は発症リスクや人に感染させるリスクがありますので、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

新型コロナに関する一般相談窓口
電話：019-629-6085　　FAX：019-626-0837
（受付時間：９時～21時/土日・祝日を含む）

お願い

＜感染対策の徹底・事前の備え＞

○　換気、場面に応じたマスクの着用等をお願いします。

○　１週間程度自宅で生活できるよう、食料品などの準備をお願いします。

＜自宅療養時の注意点＞

○　軽症で自宅療養となった場合には、家族の方も含め、保健所への連絡が必要なサインに注意願います。

※連絡が必要なサイン：酸素飽和度（SpO2値が95%以下）

令和４年８月９日

岩手県
IWATE vs COVID-19

一般社団法人
岩手県医師会
Iwate Medical Association

上手な医療のかかり方

～一般的な症状など（コロナ除く）での相談等にご活用ください～

＜上手な医療のかかり方～子ども編～＞

○　すぐに受診させた方が良いのか、様子をみても大丈夫なのか、子どもの突然の発熱などで迷った時には、**「こどもの救急（日本小児科学会監修）」**をぜひご活用ください。

こ　ど　も　の　救　急

日本小児科学会版 こどもの救急 対象年齢 生後1カ月～6歳

こどもの救急

※1　「こどもの救急」は右記QRコードでも確認できます。

※2　岩手県でも「こども救急ガイドブック」を作成しています。右記QRコードで確認・活用ください。

＜こどもの救急＞　＜救急ガイドブック＞

＜上手な医療のかかり方～その他～＞

○　発熱や咳などの症状以外で、休日当番医などの受診を希望する際には、**「いわて医療ネット」**をご活用ください。

い　わ　て　医　療　ネ　ッ　ト

Iwate Medical Net いわて医療ネット

いわて医療ネット

※　右記QRコードでも確認できます。

令和4年8月4日

第61回本部員会議資料
令和４年８月９日
保健福祉部

新型コロナウイルス陽性者に対する迅速な連絡体制構築について

【要旨】
　県内の新型コロナウイルスの陽性者の急増により、各保健所から**陽性者に対する初期連絡（ファーストタッチ）までに時間を要している**ことから、医療機関から保健所に対して発生届が提出された方に対し**ショートメール（SMS）を送信**し、必要な情報を迅速にお知らせする連絡体制を実施します。

１　SMS 送信の流れ

(1) 医療機関が HER-SYS で発生届を入力
　※SMS では携帯番号情報を利用
(2) 発生届を受理した翌日の朝に必要な情報を連絡
　SMS 例文

保健所からのお知らせです。

**　こちらは新型コロナウイルス感染症と診断された方の療養について重要な情報をご案内します。下記 URL から確認願います。**
　http://----------
（改めて、保健所から症状や基礎疾患の有無などを確認するため、電話でのご連絡をさせていただきます。）
**　なお、体調不良で医療機関を受診する必要があるのではないかと思われる場合については、健康フォローアップセンター000000000にご連絡ください。**

※例文については変更となる場合があります。

２　対象者

携帯電話を所有するすべての陽性者
※携帯電話を持っていない方には、電話連絡

３　お知らせする情報

(1) MY HER-SYS の登録方法
(2) 発症日からの療養期間
(3) 疫学調査の協力についてのお願い
(4) 療養先（自宅療養）について
(5) 療養期間中の支援について
など

４　実施開始について

８月 10 日から各県保健所で準備ができ次第運用開始。

第61回本部員会議資料
令和４年８月９日
保健福祉部

診療・検査医療機関における抗原定性検査キットによる検査の体制整備について

【要旨】
岩手県では、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に伴う**外来医療のひっ迫に備え**、重症化リスクが低いと考えられる有症状者に対し、**診療・検査医療機関において診療前に抗原定性検査キットによる検査を行う体制を整備**します。

１　検査の体制整備について

当面、患者の増加により診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）の外来対応がひっ迫した場合などに、診療前に抗原定性検査キット（以下「検査キット」という。）を利用した、自己検査を実施できるよう、検査キットを、県から診療・検査医療機関に配布します。

（１）　配布先

県が管轄する地域（盛岡市以外）に所在する診療・検査医療機関
※　275機関（７月22日現在）

（２）　県から診療・検査医療機関への配布の時期

８月10日(水)頃

（３）　その他

盛岡市に所在する診療・医療機関に係る体制整備については、盛岡市において調整中

２　県民の皆様へのお願い

診療・検査医療関での検査がひっ迫した場合、検査キットによる自己検査を実施することに対しての御理解いただき、以下について御協力をお願いします。

（１）　医療機関の受診について

・　体調不良の際は、これまでどおり、かかりつけ医又は受診・相談センターに連絡の上、医療機関を受診してください。

（２）　検査への協力について

・　受診前の検査キットによる検査は、患者の状況（症状）や外来の混雑具合などを踏まえて診療・検査医療機関が判断します。
・　検査キットを使用する場合、検体の採取を含め患者御自身で検査を行っていただきます。
・　検査実施後の対応については、医療機関からの指示に従ってください。

（３）　問合せの差控えについて

・　本件は、医療機関での検査がひっ迫した場合に、有症状者に係る対応について当該検査キットを使用して実施するものです。
無症状者に配布するものではありません。検査キット配布に関する医療機関や薬局への問合せは、医療機関等の負荷の増大につながりかねませんので、控えくださるようお願いします。

感染が不安で無症状の場合は、県の無料検査の活用を御検討ください。
https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/seido/1048469/1048471.html

QRコード

第61回本部員会議資料
令和４年８月９日
保健福祉部

ＰＣＲ等無料検査について

【要旨】
岩手県では、薬局や医療機関等でＰＣＲ等の無料検査を実施しています。
また、お盆期間中の盛岡駅及びいわて花巻空港で臨時の抗原定性検査の無料検査所を開設します。

１　無料ＰＣＲ検査の実施について

県内の薬局や医療機関において、ワクチン検査パッケージを利用したイベント等に参加する際に検査証明の必要な方（①定着促進検査）や、感染不安を感じる方を対象とした検査（②一般検査）を実施しています。

(1) 実施期間
① 定着促進検査　８月 31 日（水）まで
② 一般検査　８月 31 日（水）まで

(2) 検査の内容
① 定着促進検査　抗原定性検査
② 一般検査　ＰＣＲ等検査又は抗原定性検査

(3) 無料検査対象者
① 定着促進検査
ワクチン検査パッケージを利用したイベント等に参加する際に証明の必要な方
② 一般検査
感染不安を感じる発熱等の症状がない無症状の方で岩手県内に在住の方

※発熱等の症状のある方は、診療・検査医療機関等に相談

(4) 検査場所
薬局や医療機関など、県内 88 か所

２　お盆期間中の臨時検査場の開設について

帰省等の増加が見込まれる**お盆期間中**について、**盛岡駅及びいわて花巻空港に抗原定性検査の無料臨時検査所を設置します。**

(1)　開設場所と開設期間
ア　**盛岡駅**　駅前「東口バスターミナル付近地下道内」特設ブース
８月 11 日（木・祝）から８月 17 日（水）
検査受付時間　9：30 から 18：00 まで
（検査実施機関：株式会社薬王堂）
イ　**いわて花巻空港**　ターミナルビル内臨時検査所
（国際線チェックインカウンター前）
８月 11 日（木・祝）から８月 17 日（水）
検査受付時間８：00 から 18：00 まで
（検査実施機関：株式会社薬王堂）

(2)　検査方法
抗原定性検査

(3)　無料検査の対象者
発熱等の症状がない方で帰省、飲食、イベント、旅行等の経済社会活動を行うに当たり検査が必要な方
※いわて花巻空港での検査は、いわて花巻空港発着便を利用する方に限る。

３　周知について

ＰＣＲ等の無料検査の実施については県ホームページでご案内しております。

第61回本部員会議資料
令和４年８月９日
保健福祉部

お盆期間の診療体制・相談・受診の流れ

・発熱等の症状が生じた場合には、まずは**かかりつけ医等に電話で相談**
・相談する医療機関に迷う場合等は、**県HP**で診療・検査医療機関を確認
又は、受診・相談センターに相談

発熱患者等

かかりつけ医等に**電話相談**

かかりつけ医等が診療・検査医療機関の場合 → かかりつけ医等（診療・検査医療機関）で**受診・検査**

上記以外 → 紹介先の診療・検査医療機関で**受診・検査**

・かかりつけ医が休み
・かかりつけ医がない
・どの医療機関に行けばいいか迷う など

県HPで診療・検査医療機関を確認
（診療・検査機関を一覧で公表しています。）

又は、

受診・相談センターに相談
TEL：019-651-3175
（24時間　土日・祝日含む）

診療・検査医療機関を案内 → 事前に電話連絡の上、**受診・検査**
※必ず電話連絡してください。
※連休中は検査しない医療機関もあるので、検査可否を事前にご確認ください

発熱等の症状のない方

【各種照会・問合せ・相談等】
一般相談窓口に相談
TEL：019-629-6085

→ 担当窓口の紹介
助言、制度説明 等

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部

お盆の過ごし方について

これからお盆に入り、人の移動や多くの人が集まる機会が増えます。あらためて感染防止策の徹底と、もしもの時の事前の備えをお願いします。

基本的な感染対策の再徹底等

- こまめな手洗いや手指消毒をお願いします。
- マスクは、場面に応じて上手に使い分けましょう。
- 定期的な窓開け換気や湿度調節を心がけましょう。
- 家族の健康チェックをお願いします。
- 会合等の開催に当たっては、密閉・密集・密接の一つの要素もないようお願いします。
- 会食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用するようお願いします。
- 飲食店利用については、感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証」店の利用を推奨します。
- １週間程度自宅で生活できるよう、食料品などの準備をお願いします。

熱中症対策のお願い

熱中症による救急搬送事例が増えていますので、十分に注意しましょう。

- エアコンや扇風機、換気などにより暑さを避け、こまめに水分補給をしましょう。

令和４年８月９日

岩手県